

(要領様式第 1 号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 資第 322-3 号
7 佐地環第 30-2 号
令和 8 年 3 月 26 日

長野県知事
長野県佐久地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	○
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		環境デザイン株式会社 代表取締役 檜木野 信介 長野県上田市新町 244 番地	
申請の区分 (I)		産業廃棄物処分業の新規許可	
条例第 42 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平 882 番 1、883 番 1	
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設（移動式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず（特別管理産業廃棄物を除く。）	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 222.64 t / 日 (27.83 t / h 8 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
申請の区分 (II)		産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第 42 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市下丸子字科平 882 番 1、883 番 1	
	②廃棄物の処理施設の種類	木くずの破砕施設（移動式兼用）	
	③処理を行う廃棄物の種類	破砕する産業廃棄物 木くず（特別管理産業廃棄物を除く。）	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	木くず 222.64 t / 日 (27.83 t / h 8 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧

条例第42条	⑭対象周辺地域の範囲	上田市下丸子自治会、藤原田自治会	
	⑮対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市長 ・対象周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・対象周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 	
	⑯見解書の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 長野県上田市上田原 802 番地 35 環境デザイン株式会社 事務所 (期間) 事業計画協議終了まで(土日・祝日を除く。) (時間) 午前8時から午後4時30分まで	
	⑰対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	(日時) 令和8年2月7日(土) 午後6時から (場所) 下丸子公民館 (長野県上田市下丸子 351 番地)	
関係図書 の 縦覧	縦覧に供する場所	長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課	
	縦覧期間	令和8年3月27日(金)から令和8年4月27日(月)まで(土日・祝日その他の県の休日を除く。)	
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで	

3 提出できる意見

根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
第43条	<ul style="list-style-type: none"> ○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者 	○見解書について	15号	提出期限 令和8年4月27日(月) 提出先 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。